

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条 5 項に基づく事項について

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 4-31-6

西新宿松屋ビル 6F・9F

株式会社デジタルハーツ TOKYO Lab.

派遣許可番号：13-070485

株式会社デジタルハーツにおける労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条 5 項に基づく事項は以下の通りです。

1. 2026 年 6 月 1 日付 派遣労働者の数 1 人
2. 2025 年度 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 7 事業所
3. 2025 年度 労働者派遣に関する金額の平均額 28,953 円（1 日 8 時間あたりの額）
4. 2025 年度 派遣労働者の賃金額の平均額 13,141 円（1 日 8 時間あたりの額）
5. 2025 年度 マージン率 54.6%
6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
マナー研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
守秘義務研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
デバッグ研修	派遣中・待機中	OJT	無償	有給
リーダー研修	派遣中・待機中	OJT	無償	有給
ビジネススキル研修	派遣中・待機中	OJT	無償	有給

キャリアコンサルティング相談窓口及び連絡先

株式会社デジタルハーツ法務部 コンプライアンスグループ 03-3379-2053

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
社会保険加入制度（一定の基準に達した方）、社員登用制度、定期健康診断
8. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している
協定書の有効期間終期：令和 9 年 3 月 31 日
協定労働者の範囲：全派遣従業員